

奈良市企業局営業業務包括業務委託に関する
事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項

奈良市企業局経営部企業出納課

奈良市企業局営業業務包括業務委託に関する事業者選定に係る 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

奈良市企業局では、平成27年4月1日から営業業務包括業務委託を実施しています。現業務委託の成果を評価・検証し、その効果と問題点を整理したうえで次期営業業務包括業務委託を検討しました。

近年、水道事業においては、節水機器の普及、少子高齢化及び給水人口の減少などにより水道使用量が減少し、将来的にも水道料金収入の減少による水道事業経営の圧迫が懸念されています。また下水道事業においては、普及率の向上に伴い、効率的な事業運営が求められています。上下水道事業とも今後、更なる安定的・効率的に事業を継続していくため、経営改革に取り組む必要が求められています。

新たな営業業務包括業務委託では、現業務委託から業務範囲の拡大を行い、民間企業の業務ノウハウ及び技術力を最大限活用することにより、更なる業務の効率化を実現させ、より良質な市民サービスを安定的かつ確実に提供することを目的として受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、事業者を募集します。

2 業務概要

(1) 業務名

奈良市企業局営業業務包括業務委託

(2) 業務内容

- ア 計量業務
- イ 開閉栓業務
- ウ メーター取替業務
- エ 料金収納業務（滞納整理業務を含む）
- オ 窓口業務
- カ 徴収及びその他補助業務

それぞれの業務の詳細は、奈良市企業局営業業務包括業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で定めます。ただし、仕様書「第3章 委託業務の内容及び実施方法等の概要」については、本業務委託の趣旨に反さず、上下水道使用者へのサービス低下を生じない限りにおいて、提案書により代替提案ができるものとします。

(3) 履行期間等

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、契約の締結日から委託業務開始日までを移行準備期間とします。なお、移行準備期間に関する経費は、受託者の負担とします。

また、契約期間を終えた受託者は、契約期間終了後から令和8年9月30日までの間に、奈良市企業局から資料及びデータの提出を求められた場合、受託者の負担により資料及びデータを作成し、奈良市企業局に提出する必要があります。

(4) 提案見積金額上限額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

1年間の見積金額の上限額 222,899,600円

5年間の見積金額の合計額 1,114,498,000円

※契約時の予定価格を示すものではありません。

提案見積金額は、見積書（様式第11号）により提出してください。

提案にあたっては、年間の見積内訳書（様式第12号）に各業務の内訳を示して下さい。

(5) 委託料の支払方法

業務委託料については、毎月口座振り込みで支払うものとします。

なお、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税率に変動が生じた場合、該当する月払い委託金額に相当する消費税及び地方消費税を変更して支払うものとします。

3 本業務委託の参加資格

本業務委託の参加資格は、以下のⅠに掲げる資格を満たしている単体企業又はⅡに掲げる資格を満たしている共同企業体（別途定める「奈良市企業局営業業務包括業務委託受託候補者選定に係る共同企業体取扱要領」を参照のこと。）であることを条件とします。

Ⅰ. 単体企業

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県若しくは近畿圏内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (3) 参加申請書及び添付書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 奈良市企業局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税等の租税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による手続開始申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による手続開始申立てがなされていない者（会社更生法の規定による計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (7) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であり、情報セキュリティマネジメントシステム ISMS（ISO27001）又はプライバシーマーク（JIS Q 15001）な

- ど第三者機関の審査による認証を、本業務委託の公告日において取得していること。
- (8) 参加申請書提出日において、奈良市企業局指定給水装置工事事業者であること。
 - (9) 統括業務責任者は、計量業務、料金収納業務及び窓口業務を含む包括業務委託に従事し、2年以上の実務経験を有する者とする。
 - (10) 給水人口30万人以上の水道事業体において、「2 業務概要（2）業務内容ア～カの6業務」のうち、直近5年以内（平成27年4月1日以降）に、少なくとも2業務以上の包括業務委託について2年以上の元請けとしての受託実績を複数件（2件以上）有する者であること。
 - (11) 計量業務で発注者が指定する業務執行者においては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の有資格者を配置すること。
 - (12) 奈良市企業局営業業務包括業務委託受託候補者選定に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が役員として登記されていないこと。

II. 共同企業体

- (1) 「I. 単体企業」に掲げる条件（1）から（7）、（9）、（11）及び（12）を満たす者で構成された共同企業体であること。
- (2) 開閉栓業務及びメーター取替業務を行う共同企業体の構成員は、参加申請書提出日において、奈良市企業局指定給水装置工事事業者であること。
- (3) 共同企業体の構成員のうち1者は、給水人口30万人以上の水道事業体において、「2 業務概要（2）業務内容ア～カの6業務」のうち、直近5年以内（平成27年4月1日以降）に、少なくとも同一事業体で同時期に2業務以上の業務委託について2年以上の元請けとしての受託実績を複数件（2件以上）有する者であること。
- (4) 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

4 手続等

(1) 実施日程

公募時点の予定であり、状況により実施日程を変更する場合があります。

| 項 目 | 日 程 |
|--------------------|----------------------------|
| 公募開始日 | 令和2年10月16日（金） |
| 仕様書配布期間 | 令和2年10月16日（金）から11月 2日（月）まで |
| 参加申請書の提出期限日 | 令和2年11月 2日（月） |
| 参加資格審査結果の通知 予定日 | 令和2年11月 6日（金） |
| 質問受付期間 | 令和2年11月 9日（月）から11月11日（水）まで |
| 質問回答期日 | 令和2年11月18日（水） |
| 提案書の受付期間 | 令和2年11月24日（火）から11月30日（月）まで |

| | |
|-------------|------------------------|
| 一次審査日 | 令和2年12月9日(水) |
| 一次審査結果の通知日 | 令和2年12月9日(水) |
| 二次審査日 | 令和3年1月13日(水) |
| 選定結果の通知・公表日 | 令和3年1月15日(金) |
| 契約手続き | 令和3年1月下旬 |
| 移行準備期間 | 契約の締結日から令和3年3月31日(水)まで |
| 委託業務開始日 | 令和3年4月1日(木) |

(2) 参加申請書の提出

ア 提出書類

参加申請書等の様式は、奈良市企業局ホームページより、ダウンロードして下さい。

(ホームページのURL <http://www.h2o.nara.nara.jp/>)

| 提出書類の種類 | 提出部数 |
|---|------|
| プロポーザル参加申請書(様式第1号)(様式第2号) | 1 |
| プロポーザル参加申請書等提出書類確認表 (様式第3号)(様式第4号) | 1 |
| 会社の定款の写し及びパンフレット | 1 |
| 共同企業体の場合 共同企業体協定書(様式第5号)及び委任状(様式第6号) | 1 |
| 会社概要(様式第7号)及び直近3か年の会計年度における会社法上作成されている貸借対照表・損益計算書 | 1 |
| 租税に滞納がないことの証明書 本社所在地所轄の税務署で発行する法人税、消費税及び地方消費税について(税務署所定様式:納税証明書その3の3) | 1 |
| 法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 | 1 |
| 情報セキュリティマネジメントシステムISMS(ISO27001)又はプライバシーマーク(JIS Q 15001)など第三者機関の審査による認証の取得を証明できる書類の写し | 1 |
| 奈良市企業局指定給水装置工事事業者証の写し | 1 |
| 受託実績表(様式第8号)及び受託実績を証明する契約 | 1 |

| | |
|---|---|
| 書の写し（1契約ごとに各1部、ただし、契約締結日が平成27年度以降のものに限る。） | |
| 統括業務責任者業務経歴書（様式第9号） | 1 |
| 印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの） | 1 |
| 各業務従事者配置予定図（任意様式） | 1 |

イ 提出期限 令和2年11月2日（月） 午後4時

ウ 提出先 「(6) 事務局」のとおり

エ 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着することとします。なお、郵便事故等については、提出者のリスク負担とします。

※持参の場合の受付は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までに限ります。

オ 提出部数 1部

(3) 参加資格審査結果の通知

通知予定日 令和2年11月6日（金）

すべての本プロポーザル参加申請者に対して、電子メール及び郵送により結果を通知します。また、奈良市企業局が発信後、電話で連絡します。

(4) 質問の受付及び回答

ア 受付期間 令和2年11月9日（月）～令和2年11月11日（水）
午後4時必着

イ 質問先 「(6) 事務局」のとおり

ウ 質問方法

「質問書（様式第13号）」を用いて、電子メールで件名に「質問書：奈良市企業局営業業務包括業務委託」と明記し、提出して下さい。また、送信後、必ず電話で着信を確認して下さい。

なお、電子メール以外による質問には回答しません。

エ 回答期日 令和2年11月18日（水）

オ 回答方法

質問内容を集約後、全ての本プロポーザル参加申請者に対し、「回答書」を用いて、件名に「回答書：奈良市企業局営業業務包括業務委託」と明記した電子メールで回答します。また、奈良市企業局が発信後、電話で連絡します。

(5) 提案書の提出

ア 提出書類

| 書 類 名 | 提 出 部 数 |
|----------------|---------|
| 提案書提出届（様式第10号） | 1部 |

| | |
|---------------|--|
| 見積書（様式第11号） | 1部 |
| 見積内訳書（様式第12号） | 1部 |
| 提案書 | 15部 内 正本 1部 副本 14部 ※副本は、社名を抜いたものとする |

- イ 提出期間 令和2年11月24日（火）
～令和2年11月30日（月）午後4時
- ウ 提出先 「(6) 事務局」のとおり
- エ 提出方法 郵送又は持参
※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着することとします。なお、郵便事故等については、提出者のリスク負担とします。
※持参の場合の受付は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までに限ります。
- オ 提案書の内容
- (ア)計量業務に対する提案
- ・ 業務従事者の人員配置について（資格、知識、経験等）
 - ・ 計量異常時（急増・急減・無届使用）の対応について
 - ・ メーターの誤読防止対策について
 - ・ 門扉が閉じられた留守宅や計量困難な物件等、個別案件対応について
 - ・ 未計量を計量済みとする虚偽の計量報告への対策について
 - ・ 計量済データのチェックについて
 - ・ 苦情等の対応について
 - ・ 業務改善・効率化について
- (イ)開閉栓業務に対する提案
- ・ 業務従事者の人員配置について（資格、知識、経験等）
 - ・ 開閉栓届の受付を正確に行うための対策について
 - ・ 繁忙期及び緊急時の対応について
 - ・ メーター取付及び取外し作業について
 - ・ 業務改善・効率化について
- (ウ)メーター取替業務に対する提案
- ・ 業務従事者の人員配置について（資格、知識、経験等）
 - ・ 店舗や集合住宅等の大口径メーターの取替方法について
 - ・ 障害や長期不在、宅内メーター等の取替困難な箇所の対応について
 - ・ 門扉が閉じられている留守宅の対応について

- ・ 検定満期に係るメーター取替の進捗管理について
- ・ 逆付け防止や取替による漏水防止等、取替業務者への指導と監督について
- ・ 業務改善・効率化について

(エ) 料金収納業務に対する提案

- ・ 業務従事者の人員配置について（資格、知識、経験等）
- ・ 停水執行及び停水執行解除の対応について
- ・ 未納者への対応について
- ・ 未納者や収納に関する情報共有や対策について
- ・ 無届転出者への対応について
- ・ 苦情等の対応について
- ・ 業務改善・効率化について

(オ) 窓口業務に対する提案

- ・ 業務従事者の人員配置について（資格、知識、経験等）
- ・ 不当要求（面談強要等）に対する対応について
- ・ 水道料金に係る福祉減免業務について
- ・ 水道メーター（貯蔵品）の入在庫管理業務について
- ・ お客さまサービスの向上や接遇マナーについて

(カ) 徴収及びその他補助業務に対する提案

- ・ 業務従事者の人員配置について（資格、知識、経験等）
- ・ 水道料金等収納消込業務・入金処理について
- ・ 過誤納入金分の還付・充当処理について
- ・ 漏水減免の事務作業等について
- ・ 口座振替情報の正確な入力や確認方法について

(キ) 法令遵守・個人情報保護に対する提案

(ク) 業務従事者への研修体制に対する提案

(ケ) 業務引継に対する提案

(コ) 地域防災、災害、緊急時等危機管理に対する提案

(サ) 地域貢献（地元経済、地元雇用等）に対する提案

(シ) その他の業務提案

カ 提案書作成上の留意点

(ア) 提案書（任意様式）は、オ「提案書の内容」の順番に作成し、ファイル（A4版縦、左2点綴）に綴じ、正本は「提案書提出届」（様式第10号）を最初のページとし、次に目次とすること。

(イ) 正本ファイルの表紙は、「奈良市企業局営業業務包括業務委託提案書」と明記し、提出年月日及び本プロポーザル参加者名を記載すること。なお、副

本は、ファイルの表紙を含めてすべてのページに本プロポーザル参加者名やロゴ等を記載しないこと。

(ウ)横書き両面印刷、左綴り、文字サイズ10.5ポイント以上とする。(ただし、図表等はA3版でも可とするが、A4版への折り込みとする。)

(エ)印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(オ)通貨は日本円、単位は計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(カ)提案書のページ数は、全体で65ページ以内(表紙、目次、中表紙、裏表紙を除く。)とし、ページ下部に通しページ番号をつけること。

(6) 事務局

奈良市企業局 経営部 企業出納課

所在地 : 〒630-8001 奈良市法華寺町264番地1

電話 : 0742-34-5200(内線381)

FAX : 0742-34-9207

E-mail : kigyousuitou@city.nara.lg.jp

担当 : 千森、山村

5 審査

(1) 審査委員会の設置

学識経験者、有識者及び奈良市企業局職員で構成する審査委員会を設置し、一次審査及び二次審査を行います。

なお、審査委員会は非公開で開催します。

(2) 本プロポーザル参加申請者が1者の場合の取り扱い

本プロポーザル参加申請者が1者のみの場合であっても、一次審査及び二次審査は実施します。この場合において、奈良市企業局が設定する評価基準(評価基準合格点600点以上)を満たした場合は、本業務委託の受託候補者とします。

(3) 一次審査

ア 審査方法

参加資格審査を通過した者は、一次審査対象者として審査します。審査は、「(5) 審査基準」に基づき書類審査を行い、評価点の高い順に上位3者までを二次審査対象者とします。この場合において、同点により上位3者を決定できない場合は、当該同点の者より上位の者を二次審査対象者とし、二次審査対象者が3者を超えないよう当該同点の者の見積金額の評価点を除いた評価点を比較し、高い者から順に二次審査対象者とします。ただし、当該比較をした結果、同点により二次審査対象者が3者を超えることは妨げないものとします。

イ 一次審査結果の通知

通知予定日 令和2年12月9日(水)

すべての一次審査対象者に対して、電子メール及び郵送により審査結果を通知します。また、奈良市企業局が発信後、電話で連絡します。

(4) 二次審査

ア 審査方法

(ア)二次審査対象者に対し、「(5) 審査基準」に基づきプレゼンテーション及びヒアリングの二次審査を行い、一次審査評価点との合計点が最も高い者を交渉権第一位の受託候補者とし、次点の者を交渉権第二位の受託候補者とします。この場合において、同点の者が2者以上あるときは、一次審査評価点の高い者を交渉権第一位の受託候補者とします。

(イ)受託候補者は、契約交渉の相手方として選定します。

イ プレゼンテーション及びヒアリングは下記の日程で開催予定です。

なお、日程変更の際は、奈良市企業局から連絡します。

| 項目 | 内 容 |
|------|---|
| 開催日 | 令和3年 1月13日(水) |
| 開催場所 | 奈良市企業局 4階大会議室(予定) |
| 内容 | 使用機器準備 5分程度 プレゼンテーション 30分以内 ヒアリング 30分程度 使用機器撤収 5分程度 |
| 注意事項 | ① 上記に必要な機器等は、すべて二次審査対象者で準備すること。(スクリーンは除く。) ② プレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)に使用する資料は、提出された提案書に記載されている内容の範囲とします。 ③ プレゼン等では、提案項目ごとに区切りをつけて説明すること。 ④ 当日にプレゼン等の出席者報告書(様式第14号)を持参すること。 ※出席予定者は5名以内とする。 |

(5) 審査基準

| 審 査 項 目 | 配 点 |
|---------|------|
| 一次審査 | 800点 |
| 企業評価 | 200点 |
| 業務提案書関係 | 350点 |
| 見積金額 | 250点 |
| 二次審査 | 200点 |

| | | |
|----|------------------|--------|
| | プレゼンテーション及びヒアリング | 200点 |
| 合計 | | 1,000点 |

6 選定結果の通知及び公表

- (1) 契約交渉の相手方が決定した後、すべての二次審査対象者に対して電子メール及び郵送により選定結果を通知し、奈良市企業局が発信後、電話で連絡します。また、交渉権第一位及び第二位に選定された受託候補者については、その旨を付して通知します。
- (2) 二次審査結果及び選定過程の透明性を確保する観点から、次のとおり公表します。
 - ア 公表場所 奈良市企業局ホームページ <http://www.h2o.nara.nara.jp/>
 - イ 公表内容
 - (ア) 業務の名称
 - (イ) 業務の概要
 - (ウ) 選定した日
 - (エ) 本プロポーザル参加申請者の総数
 - (オ) 提案を採択し、受託候補者とした者の名称及びその理由
 - (カ) 受託候補者が提案した見積金額
 - (キ) 評価結果書

7 契約手続

- (1) 交渉権第一位の受託候補者は、速やかに委託業務契約締結に向けた協議を行い、協議が整い次第、契約を締結します。
- (2) 交渉権第一位の受託候補者が契約を辞退したとき又は本業務委託を履行できない事由が生じた場合においては、交渉権第二位の受託候補者と交渉を進めるものとします。

8 その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となります。

- ア 委託契約の締結前に、本プロポーザルの参加資格を欠く者となった場合
- イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行った場合
- ウ 他の参加者と提案等の内容又はその意思について相談を行った場合
- エ 受託候補者の選定前に、他の参加者に対して提案等の内容を意図的に開示した場合
- オ 受託候補者の選定を行う審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を

求めた場合

カ 提案書等に虚偽の記載を行った場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ク 「3 本業務委託の参加資格」に該当していなかった場合

ケ 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

(2) 企画・提案等にかしがある場合

本プロポーザル参加申請者の提出書類又は参加資格等にかしがあることが判明した場合は、その内容を審査委員会が審議し、その取扱いについて決定します。

また、本プロポーザル参加申請者に、そのかしについてヒアリングを行う場合があります。ヒアリングの結果、そのかしが重大又は悪質で本プロポーザルの公平性及び公正性を著しく損なうと認める場合は、既に決定した事項を取り消すものとします。

(3) その他留意事項

ア 特別の理由がある場合は、業務の発注を取り止め、又は延期することがあります。

イ 本プロポーザル参加申請後、参加を辞退する場合は、「参加辞退届（様式第15号）」を速やかに「4（6）事務局」へ持参、郵送又は信書便にて提出して下さい。ただし、郵送、信書便の場合は、配達記録が残るものに限りません。

ウ 原則として提案書等提出後の内容変更及び追加は認めません。

エ 奈良市企業局が貸与する資料等は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

オ 原則として提案書等は、本プロポーザルに係る選定以外の目的に使用することはありません。ただし、本プロポーザル参加申請者の同意を得た場合は、使用することがあります。なお、提案書等は返却しません。

カ 本プロポーザルに関して必要な費用は、すべて本プロポーザル参加申請者の負担とします。

キ 審査結果等について不服及び異議は受け付けません。

ク 本プロポーザル参加申請者は、本プロポーザル募集要項を遵守し各関係法令等に違反した場合は、企画・提案等にかしがある場合に準じて取り扱うものとします。